

○上越市土地区画整理事業の技術的援助に関する基準

1 趣旨

この基準は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。）第75条の規定に基づく技術的援助の請求に関し必要な事項を定める。

2 適用

上越市内で実施する土地区画整理事業（個人施行、組合施行）に適用する。

3 承認基準

下記のいずれかに該当する場合は技術的援助を承認することができる。

- (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成した上越市立地適正化計画の誘導重点区域内であること。
- (2) 都市計画に定められた都市計画施設の整備が含まれていること。ただし、公共下水道は除く。
- (3) その他市長が必要と認める場合。

4 申請手続き

- (1) 技術的援助の請求をしようとするものは、別紙1の申請書により行う。
- (2) 申請書には、関係地権者の同意書を添付すること。

5 技術的援助事項

市が援助する範囲は下記のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。また、下記に記載のない事項については、双方協議のうえ決定する。

3 承認基準の(2)に該当する承認を受けた場合については、当該都市計画施設の整備に関する部分に限り本事項を適用する。

（個人施行）

- (1) 事業準備のための調査及び測量に関する指導、助言
- (2) 国、県、市（関係各課等）、警察、土地改良区等の関係機関との協議に関する指導、助言
- (3) 規準、規約、事業計画等の作成、決定、変更に関する指導、助言
- (4) 規準、規約、事業計画等に定められた内容の履行に関する指導、助言

- (5) 委託、工事の実施に関する指導、助言、検査
- (6) 仮換地指定、換地処分に関する指導、助言
- (7) 補助金の手続きに関する指導、助言
- (8) その他、事業運営に関する指導、助言

(組合施行)

- (1) 組合設立準備のための調査及び測量に関する指導、助言
- (2) 国、県、市（関係各課等）、警察、土地改良区等の関係機関との協議に関する指導、助言
- (3) 規準、規定、定款、事業計画等の作成、決定、変更に関する指導、助言
- (4) 規準、規定、定款、事業計画等に定められた内容の履行に関する指導、助言
- (5) 委託、工事の実施に関する指導、助言、検査
- (6) 仮換地指定、換地処分に関する指導、助言
- (7) 補助金の手続きに関する指導、助言
- (8) その他、組合運営に関する指導、助言

6 技術的援助細目事項

国庫補助や市助成金の活用がある場合は、本事項を適用する。

- (1) 工事实施設計書、調査・測量の積算の審査
- (2) 工事請負業者への指導
- (3) 工事完了検査の立会い
- (4) 換地計画の指導

附則

この基準は、令和7年2月18日から適用する。

別紙 1

土地区画整理事業の技術的援助申請書

令和 年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者

名称

代表者氏名

土地区画整理法第 7 5 条の技術的援助を受けたいので、次のとおり申請します。

事業区域	所在地	上越市
	事業名	(仮称) ○○土地区画整理事業
事業の目的 (市の政策に合致 していること)		
事業概要		
技術援助を必要と する理由		
その他		

備考

1 次の書類を添付してください。

- (1) 位置図
- (2) 関係権利者の同意書
- (3) 面積調書
- (4) 土地利用計画図

2 これらの書類のほか、審査に必要な書類の提出を求めています。